

(家庭福祉課関係)

1. 総合的な母子家庭等自立支援対策と児童扶養手当制度の見直しについて

(1) 総合的な母子家庭等自立支援対策について

母子家庭等対策の在り方については、昨年の秋以降政府部内で検討するとともに、与党各党において母子家庭対策に係る小委員会・部会等の場で検討が行われ、昨年12月に、各党において母子家庭等対策についての各党の基本的な方針がとりまとめられた。

この方針においては、戦後50年の歴史を持つ母子寡婦福祉対策を根本的に見直し、「きめ細かな福祉サービス」の展開と「自立・就労」の支援に主眼をおいた改革を実施することとされた。具体的には、母子家庭等の自立が一層促進されるよう、①子育てや生活支援策、②就労支援策、③養育費確保策、④児童扶養手当を含む経済的支援策などについて総合的に母子家庭等自立支援策を行うものとされた。

厚生労働省においては、この方針を踏まえ、関係各省等とも協議して、「母子家庭等自立支援対策大綱」をとりまとめたところであり、今国会に関係法律の改正案を提出することとしている。

なお、児童扶養手当制度などについて平成14年度から一部、制度の見直しを行うこととしている。

(2) 児童扶養手当制度の見直しについて

児童扶養手当制度については、このような基本的方針を踏まえ、また本年8月1日に児童扶養手当認定等の事務が、都道府県から市及び福祉事務所設置町村（以下「市等」という。）へ委譲されることと併せ、以下のような見直しを行う。

① 所得制限等の見直し（平成14年8月実施）

就労による自立を一層促進する観点から、就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係を見直す。

また、養育費を受けている者と受けていない者との均衡を図るため父親からの養育費については所得の範囲に含めるとともに、所得を計算する際には寡婦控除は控除しないこととするなど、所得の範囲についても見直しを行う。

<所得制限限度額及び手当額（改正案）>

○ 所得制限限度額

扶養1人（2人世帯）の場合の年収ベース、（ ）内は政令で規定される予定の年間の所得額

- ・ 全部支給 130万円（57万円）未満
- ・ 一部支給 365万円（230万円）未満

○ 手当額（月額）

- ・ 全部支給 月額42,370円
- ・ 一部支給 月額42,360円から10,000円

（注）一部支給については、就労等による年間収入額の増加に応じて手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額をきめ細かく設定。

② 事務取扱交付金の単価設定等（平成14年8月実施）

児童扶養手当認定等の事務が、本年14年8月1日に都道府県から市等へ委譲されることに伴い、都道府県及び市町村に交付する事務費について、市等の単価を設定するとともに、適正化等事務費については、その補助対象を市等に拡大することとなるので、円滑な実施に向けて準備方をお願いします。

<政令に定める事務費単価>

都道府県分	[委譲前] @1,060円	→	都道府県分	[委譲後] @1,060円
			市等分	@1,430円
市町村分	@430円	→	町村分	@430円

③ 物価スライドの特例（平成14年4月実施）

平成14年度の手当額は、平成13年の消費者物価指数が平成10年と比べ1.7%下落しているが、現下の社会経済情勢にかんがみ、特例措置により物価スライドによる改定は行わず、前年度と同額とする。

	(13年度)		(14年度)
全部支給	42,370円	→	同額
一部支給	28,350円	→	〃

*一部支給の額については、平成14年4月～7月分まで。

(3) 児童扶養手当関係事務の留意点について

① 児童扶養手当認定等事務の留意点について

児童扶養手当認定等の事務については、本年8月1日に都道府県から市等へ委譲されることに伴い、次の点をご留意の上、管内の市町村に対しご指導願いたい。

ア 関係機関との連携について

市等における認定等については、都道府県、児童相談所、福祉事務所、社会保険事務所等と十分に連携し、公的年金等の受給状況や児童等の施設入所状況の確認の徹底を図る必要があるため、都道府県においては、市等の認定等に際し、児童相談所、社会保険事務所等関係機関との連携が円滑に図られるよう、協力方願いたい。

イ 受給者等のプライバシーの保護について

児童扶養手当の認定を行う際には、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母等複雑な事情であるため、本人に直接確認しなければならない場合がある。しかしながら、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう配慮するとともに、認定請求や現況届提出時には、聴取の内容が第三者に聞かれないよう十分に配慮願いたい。

ウ 制度の見直しに伴う周知について

平成14年8月から所得制限等の見直しを実施する予定であるが、受給資格者に対しては児童扶養手当制度の見直しを実施する趣旨を十分にご理解いただくよう、周知徹底方願いする。

各都道府県におかれては、広報誌やパンフレット等による周知徹底のみならず、市区町村、母子相談員、民生委員、児童委員、母子福祉団体等各方面の協力を得て、幅広い周知徹底を図られたい。

② 児童扶養手当支給事務指導監査について

本制度は、制度の性格等から支給要件が複雑多岐にわたり、かつ、それら支給要件の変動要因も多岐多様であるところから、本制度運営に関する日常からの研鑽、制度に関する適切な情報の提供及び公的年金等の関係機関との連携等に引き続き努めるとともに、担当者の交代等により制度運営が停滞することがないよう留意し、適正な制度運営の執行をお願いする。

特に、市等への事務委譲が本年8月に行われることから、認定事務等の適正な執行が行われるよう特段の事務指導をお願いする。

また、児童扶養手当支給事務の指導監査の主眼事項及び着眼点等については、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日児発第471号）を参考に実施されたい。

（４）母子家庭等の自立促進について

① 母子家庭等自立促進対策事業について

母子家庭の自立のためには、雇用の確保が極めて重要であることから、従来から就労支援対策を推進してきたところである。

平成14年度予算案においては、就業支援講習会受講者の就業支援を図る観点から、就業に関する相談や情報提供等を行う者の活動経費を新たに計上したところであり、また、従来の就業支援対策事業に加え、就業相談から技能講習、就業情報の提供等に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供する事業をモデル的に全国10か所で実施することとしている。

当事業においては、労働関係部局等の機関との連携、既存の事業の活用、関係団体への委託等、地域における弾力的な方法が考えられるので、事業への積極的な取組をお願いする。

なお、母子家庭等自立促進対策事業の実施要綱においては、上記の内容を踏まえ就労を中心とした施策とそれ以外の施策の整理を行うなど所要の改正を行う予定である。

② 母子家庭介護人派遣等事業について

ア 母子家庭等介護人派遣事業

平成14年度予算案においては、介護人派遣単価の引き上げ、利用者負担の軽減等を図ることとしている。また、従来の都道府県事業に加え、市町村事業に対して都道府県が補助する場合も、国庫補助の対象とすることとしている。

イ ひとり親家庭生活支援事業

平成14年度予算案においては、従来、父子家庭のみを対象としていた派遣家庭情報交換事業を母子家庭まで拡大し、父子家庭と母子家庭相互の情報交換などもできるようにし、事業名もひとり親家庭生活支援事業に変更することとしている。本事業も介護人派遣事業と同様に市町村事業に対して都道府県が補助する場合にも国庫補助の対象とすることとしている。

本事業の実施に当たっては、必要なときに制度を利用できるよう、地域の実情に応じた、きめ細かい対応をお願いする。

③ 母子寡婦福祉貸付金の有効活用について

ア 平成14年度予算案においては、母子家庭の母等の就業を促進する観点から、技能習得のために一時的に多額の経費が必要になる場合に、貸付当初に資金を一括して貸付られるよう運用の改善を図るとともに、就学支度資金の一部について貸付限度額を引き上げることとしている。

また、児童扶養手当制度の見直しに伴い影響を受ける者に対する児童扶養資金の拡充を図ることとしている。(平成14年8月施行)

なお、貸付原資の追加として、前年同額の49.7億円を計上したところである。

イ 特に修学資金等については、必要な時期に的確に貸付が行われることが重要であるため、引き続き事務処理の迅速化に努められたい。

ウ 各都道府県・市別の償還状況は(資料8)のとおりであるが、近年償還率の低下が進んできているところである。利用者に対しては、貸付制度の趣旨を十分に理解いただき、少しでも償還の促進が図られるようお願いする。

④ 母子生活支援施設について

ア 母子家庭の有する問題の複雑化・多様化に伴い、母子生活支援施設の機能強化が、これまでも増して重要となっており、施策の充実を図ってきているところである。

13年度からは、夜間警備体制の強化や心理療法担当職員の配置について、措置費により対応することとしたが、心理療法担当職員の配置状況については、必ずしも十分な取組がされていないので、積極的な取組をお願いする。

イ 平成14年4月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV法」という。)が全面施行される。

DV法に基づき婦人相談所は、被害者及び同伴する家族について、婦人相談所の一時保護所において一時保護するほか厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うことができることとなっており、その委託先施設として母子生活支援施設が考えられるところである。一時保護の実施に当たっては、別途通知が発出される予定であるので、当該通知の内容を遵守し、適切な執行がなされるようお願いする。

ウ 母子生活支援施設の充実強化を図っているにもかかわらず、一部施設では職員の適正配置がなされず、単なる住居の提供にとどまり、母子家庭の自立に向けその生活を支援していくという本来の施設機能を果たしていないところも見受けられるが、こうした施設に対し

ては、民間活力の導入や施設の統廃合等の検討も含め適正な施設運営について厳正なる指導をお願いする。

また、老朽化が進んだ建物などについて、福祉サービスを提供する施設としては不十分な状況にある施設も見られることから、施設の改築等についても検討をお願いする。

エ 近年、家庭等における問題解決力の低下や地域内の養育機能の低下などが指摘されているが、母子生活支援施設においては、これまで培ってきた子育て支援に関するノウハウや相談機能については、施設入所者だけでなく、地域の母子家庭等に対して積極的に還元していくことが期待される所であり、子育て支援短期利用事業等各種の事業等も活用しながら、子育て支援の拠点施設としての機能を充実されるようお願いする。

⑤ 子育て支援短期利用事業について

平成14年度予算案においては、利用実態等を勘案して補助単価の見直し（補助基準額の引き下げ）を実施することとしている。

また、低所得者世帯については、現行制度上も徴収金の負担軽減措置を講じているが、市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯については、利用者からの徴収金全額を免除することとしている。

さらに、ショートステイ事業では、緊急一時的に保護を必要とする母子等を補助対象者としているところであるが、DV法に基づく被害者の一時保護が行われるケースもあることから、関係機関との調整・連携を図り適正な執行がなされるようお願いする。

⑥ 母子相談員について

母子家庭等の自立支援を図る上で、身近な相談相手である母子相談員の役割は極めて重要である。近年は、貸付金にかかる相談だけでなく、夫等からの暴力の問題や就労関係等、相談内容も専門化・複雑化してきていることから、母子相談員の資質の向上が求められているところである。

平成13年度からは、地方交付税単位費用積算基礎において、標準団体規模における非常勤母子相談員の人員が10人から11人に1人分増員されているところであり、職員の配置についても配慮をお願いする。

また、平成14年度においては、児童扶養手当制度などの制度改正も予定されていることから、適切な相談、支援が行われるよう、母子相談員に対する研修についても配慮されたい。

2 児童自立支援施策について

(1) 児童福祉施設の持つノウハウの地域への還元について

これまで児童福祉施設は、入所児童のケアに大きな役割を果たしてきているところであるが、今後は地域の中で児童福祉推進の中核的な機能を発揮する組織として、これまで培ってきた子育てのノウハウやサービスを地域社会に還元していくことが期待される。

このため、生活施設としての機能に加え、住民に対する相談・援助活動、子育て支援短期利用事業、施設から家庭復帰した子どもやその家族へのフォローアップ、里親に対する支援など、地域の子育て支援の拠点施設としての機能を充実するようお願いする。

(2) 入所児童の権利擁護の確立について

入所児童の適切な処遇の確保等については、平成10年度、児童福祉施設最低基準を改正し、施設長の懲戒に係る権限の濫用を禁止する規定を明確にし、その徹底を図ってきたところである。また、平成12年に改正された社会福祉法により、社会福祉事業の経営者に対して「情報の提供」「自主評価や第三者評価等による福祉サービスの質の向上のための措置等」「苦情の解決」の努力義務が課せられるとともに、児童福祉施設最低基準において全ての児童福祉施設に対して苦情解決のしくみの導入・実施等について義務化され、さらに、児童虐待の防止等に関する法律により、保護者による児童虐待の禁止が徹底されているところである。

これを踏まえて、先般、管内の児童養護施設等の処遇に係る調査をお願いしたところ、懲戒に係る権限の濫用を防止するために、児童相談所の児童福祉司等による訪問面談や児童の権利擁護に関する施設内職員研修の実施や、自治会等による児童の意向を表明する機会を確保するなど、各施設におかれては、様々な工夫と努力がされているという結果が得られた。(資料11)

しかしながら、児童養護施設の施設長による不祥事を始め、入所児童が殺人事件に巻き込まれるなど、入所児童への権利侵害が発生していることは誠に遺憾であり、今後とも、工夫を生かして、入所児童に対し健全育成と権利擁護が図られるよう、管内施設の運営指導、児童相談所による技術的支援、職員研修の充実等に引き続き努力されるとともに、児童福祉施設入所児童支援事業にも積極的に取り組まれるようお願いする。

また、児童養護施設等における福祉サービスの第三者評価基準については、これまでの試行を踏まえ、最終報告が行われる運びとしているが、平成14年度においては、体制が整備され次第実施していただきたい。

(3) 児童自立支援施設について

平成9年に児童福祉法が改正され、児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたにもかかわらず、学校教育の実施状況は平成13年度現在、57施設中23施設で、平成14、15年度の導入予定でも、それぞれ6施設、5施設にとどまっている。

厚生労働省としても、文部科学省と連携を図りながら、入所児童が早期に円滑に就学できるよう努めているところであり、未だ導入計画のない各都道府県においては、民生主管部局と教育委員会が密接に連携を取りながら、早期に就学できるよう引き続き一層のご尽力をお願いする。(資料12)

3. 児童虐待防止対策について

(1) 児童相談所の体制整備等について

① 地方交付税における児童福祉司等の配置について

児童相談所において、児童虐待等の対応の中心となる児童福祉司の配置については、各自治体において積極的な配置に努めて頂いているところであるが、平成14年度地方交付税積算基礎における児童福祉司の員数が標準団体当たり2人増の21人となる予定であるので、増員等の積極的な取組をお願いします。

また、被虐待児及び保護者の心のケアは、心理療法を担当する職員が中心になって行うことが必要であるので、当該職員の増員等の積極的な取組を併せてお願いします。

	12年度	13年度	14年度
児童福祉司（職員A）	17人	<u>19人</u>	<u>21人</u>
職員A（所長、心理判定員等）	20人	同左	同左
職員B	4人	同左	同左
計	41人	43人	45人

② 児童福祉司及び児童相談所長の任用資格の取扱について

ア 児童福祉法及び児童福祉法施行規則の改正について

児童福祉司及び児童相談所長の任用資格については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）附則第3条に基づき児童福祉法が改正され、平成14年4月1日から施行（平成12年政令第516号）されることとなっている。

この改正に基づき、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成13年厚生労働省令第125号）が、平成13年5月23日付けで公布され、平成14年4月1日より施行されることとなっているので、その運用に遺漏のなきようお願いする。

イ 児童福祉司任用資格の通信制講習会について

前述の任用資格の厳格化に対応できるよう、平成13年度より児童福祉司の任用資格認定講習会（児童福祉法第11条に規定する厚

生労働大臣の指定する講習会)を通信制により開設しているので、職員の受講についてご配慮をお願いする。募集等については、通信教育を実施する全国社会福祉協議会中央福祉学院より、募集要項を送付するのでご了知願いたい。

③ 研修の充実について

児童相談所は、現在、従来の知識・経験だけでは十分に対応することが困難な多くの問題に直面している。

このため、これまで実施してきた研修を見直し、虐待・思春期問題情報研修センターを中心にした専門性の高い研修を実施することとしているので、職員の派遣に特段のご配慮をお願いする。

ア 研修計画

区分	名 称	場 所 等
所 長	全国児童相談所長会議(6月)	厚生労働省講堂、2日間
	(新)新任所長研修(7月)	虐待・思春期問題情報研修センター、2日間
児 童 福 祉 司	(新)中堅研修 (経験5年程度)、(9月)	国立保健医療科学院(仮称)、3日間
	(新)中堅実践研修 (経験5年以上)(5月～)	大阪市中心児童相談所、3か月間 (下記イに詳述)
	スーパーバイザー研修 (経験10年程度) (9月と1月)	虐待・思春期問題情報研修センター、5日間

区分	名 称	場所等
心 理 判 定 員	中堅研修（経験5年程度） （10月）	日本子ども家庭総合研究所、 3日間
	（新）指導者研修 （経験10年程度）（11月）	虐待・思春期問題情報研修センター、 5日間
そ の 他	一時保護所員研修 （1月と2月）	国立武蔵野学院、3日間
	（新）精神科医等研修 （12月）	虐待・思春期問題情報研修センター、 2日間

*心理判定セミナー、児童福祉司初任者研修は廃止する。

イ 児童福祉司中堅実践研修について

児童福祉司は、虐待、非行、障害等の様々な児童問題に関して幅広い知識と高いソーシャルワーク技術が必要とされる。特に、児童虐待問題に対するソーシャルワークは、件数が少ない地域では、経験を積みレベルアップすることは難しい状況である。そのため、児童虐待問題について豊富な経験を有する地方公共団体（大阪市）において現場研修を実施し、短期間に様々な経験を積ませることで専門性の向上を図るものである。

なお、事業案を以下のように考えているので、児童福祉司の派遣に特段のご配慮をお願いします。

（募集方法）

厚生労働省より実施要項を通知、受付事務を大阪市が担当

（研修方法）

大阪市中心児童相談所の虐待対応チーム（2班）に所属し、児童虐待への実践的対応を研修するとともに、随時、非行問題などについても実践的対応を研修する。

(対象者)

各都道府県・指定都市の児童福祉司であって実務経験が概ね5年以上の者

(研修期間及び研修人員)

- ・第1班 5月中旬～ 8月上旬 2名
- ・第2班 8月中旬～ 11月上旬 2名
- ・第3班 11月中旬～ 2月上旬 2名

(計 6名)

(経費)

滞在に要する費用について派遣自治体が負担することとなるが、経費が嵩まないように大阪市で宿泊場所を検討中。

④ 一時保護所への主任児童指導員の配置について

一時保護所は、虐待等の様々な理由のある児童を一時的に生活させる施設であり、保護人員の多い所は、それぞれの児童の問題が相乗的に増幅されるため細やかな対応が難しい状況である。

このため、平成14年度予算案では、一時保護児童が平均11人以上の一時保護所にベテランの児童指導員を配置し、被虐待児童等に対する個別指導等を行える体制を新規に整備することとしており、事業案を以下のように考えているので事業実施に向けた積極的な取組をお願いします。

(業務の内容)

- ・ 虐待を受けている児童は、保護者と適切な親子関係が形成されていないことから基本的な人間関係、特に、信頼関係の構築が必要であり、処遇指針に沿って個別指導を行う。
- ・ 個別指導は、生活指導、学習指導、レクリエーション等のあらゆる場面において行う。
- ・ 個別指導にあたっては、対象児童が複数となるので心理職員及び他の一時保護所職員と協力して効果的な指導に努める。
- ・ 児童に対する個別指導とともに、他の職員が行う指導方法、指導技術の向上に資する助言・指導を行う。
- ・ その他必要と思われる事柄。

(資格)

個別指導担当職員は、下記の要件に該当する者を充てるものであること。

- ・ 児童福祉施設最低基準第43条の規定に基づく児童指導員であって、実務経験が5年以上ある者。
- ・ 被虐待児の処遇に知識と経験を有する者であること。

(その他)

- ・ 一時保護児童数が、1日平均11人以上（前年度実績）の施設を、当該事業の対象施設とする。
- ・ 1日平均児童数を算出するにあたっては、前年度1年間に当該一時保護所で一時保護した延べ児童数（全児童の一時保護日数の和）を年間日数で除し、少数点第1位を切り上げて算出する。

(経費)

措置費の一時保護所費で支弁を行う。

事業費 5,293,590円（年額）

補助率 1/2

⑤ 児童虐待機関連携強化事業について

児童相談所、福祉事務所、保健機関（保健所、市町村保健センター）等は、虐待の予防、発見、援助の全ステージを通じて、単なる情報の共有にとどまらず、それぞれの役割と機能を果たしながら協同で事例に対処することが求められる。

しかしながら、現状においては、リスクアセスメントや介入の判断の基準が機関の間であらかじめ調整されていないことなど、現場の行動レベルでの連携が重要な課題となっている。

このため、平成14年度予算案では、自治体において、児童虐待に対応する関係機関が共有して用いるマニュアルを作成する事業を全国20か所で新規に実施することとしており、事業案を以下のように考えているので事業実施に向けた積極的な取組をお願いする。

(実施主体)

都道府県・指定都市とする。

(作成方法)

- ・ マニュアルは、児童相談所、福祉事務所（家庭児童相談室）、

保健所、保健センター、児童委員、医療機関、教育委員会、警察、民間団体等の各機関（以下「児童虐待対応関係機関」とする。）が連携を図り、積極的な対応を行っている地域で、モデルを作成した上で、他の地域に応用する等、地域に密着した方法により作成すること。

特に、児童虐待防止市町村ネットワーク事業を実施する地域において実施することが望ましい。

- ・ マニュアルの作成は、児童虐待対策の実務及び学識経験を有する者を委員とする作成委員会を設置し、行うこと。なお、委員の選定にあたっては、地域の児童虐待対応関係機関の実務に精通した者等を含むものであること。
- ・ 作成委員会は、企画、立案及び児童虐待対応関係機関の実情を調査した上で作成すること。作成したマニュアルは、児童虐待対応関係機関に配布し使用すること。
- ・ マニュアルは、作成した後、その都度必要に応じ内容を更新すること。

（マニュアルの内容）

マニュアルは、下記の事項に基づき、児童虐待対応関係機関の対応方法について具体的に記述するものであること。特に、各場面で対応の中心となる機関を明確にし、各機関の対応方法を明記すること。

- ・ 児童虐待の予防に関すること。
- ・ 児童虐待の早期発見に関すること。
- ・ 被虐待児童等の調査に関すること。
- ・ 被虐待児童の緊急保護に関すること。
- ・ 被虐待児童の在宅指導に関すること。
- ・ 保護者の指導に関すること。
- ・ その他、児童虐待対策に関すること。

（留意事項）

児童虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っていることから、一機関の一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくく、放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化する事例が少なからず見られる。

したがって、児童虐待対応関係機関が、それぞれの有する専門

性に基づき、各機関が連携し、積極的な援助を展開する体制の構築を図ることに留意すること。

(経費)

家庭支援体制緊急整備促進事業の1事業として実施する。

事業費 2,420,000円(1か所)

補助率 1/2

⑥ 保護者へのカウンセリングの充実について

虐待等不適切な養育を行う保護者に対し、児童相談所において、精神科医の助言・指導を得て効果的なカウンセリングを行うカウンセリング強化事業を実施しているところであるが、平成14年度予算案では実施か所数を拡大したので、未実施の自治体は積極的な取組をお願いする。

また、児童虐待防止法に基づく保護者への指導・勧告についても適切に行って頂くようお願いする。

⑦ 児童虐待への適切な対応の徹底について

全国の児童相談所においては、虐待を受けている子どもたちが幸せな生活が送れるよう、日夜、ご尽力いただいているところであるが、児童相談所が関わりながら死亡に至った事例が発生していることもあり、このような事例が発生した自治体では、対応状況を検証し、再発防止に向けた積極的な取組を行うとともに、他の自治体においても、児童虐待は尊い命を奪うものであることを強く意識し、なお一層の適切な対応に努めていただきたい。

なお、児童相談所に対して、基本的留意事項の5原則を徹底するようお願いしてきたところであるが、児童相談所のみならず、児童虐待に対応する全ての機関に対して周知して頂くことを改めてお願いする。

(基本的留意事項の5原則)

1. 迅速な対応
2. 子どもの安全確保の優先
3. 組織的な対応
4. 機関連携による援助
5. 家族の構造的問題としての把握

(2) 保健と福祉の連携について

児童虐待防止対策を総合的に進めていく上で、地域母子保健活動の取組が重要であり（資料15）、平成12年にとりまとめられた「健やか親子21」においても、児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置づけ、児童虐待の早期発見及び再発予防には、地域保健と地域医療の協力した取組を進めるとともに、児童相談所や情緒障害児短期治療施設など福祉関係機関等との連携を積極的に図ることが重要であるとしている。

また、住民に身近な市町村域において、児童虐待に対する取組を進めるため、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等のネットワークを整備する児童虐待防止市町村ネットワーク事業を平成12年度より実施しているところである。

については、この事業を活用しながら、なお一層積極的に地域福祉行政と地域保健行政の連携を構築していくために、管内市町村及び関係機関、団体等へのさらなる指導をお願いする。

(3) 家庭訪問等身近な地域での支援事業の実施

児童虐待、ひきこもりなどの問題は、家庭内で発生する問題で、当事者が積極的に対人接触を図ろうとしない特徴が見られるため、これまでの通所型支援では限界があることも指摘されている。

このため、軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭や、施設退所後の親子再統合のためのアフターケアの必要な家庭で、かつ、保護者等が児童相談所や市町村（福祉事務所、保健センター）等に本事業のサービスを希望する家庭に対し、子ども家庭支援員（未委託里親、保育所など児童福祉施設従事経験者等で、市町村の行う研修を受講し、登録した者）が、訪問などによる、出前型の育児相談・支援等を行う家庭訪問支援事業を創設したので、積極的な取組をお願いする。（資料16）

(4) 里親制度の充実について

児童の健全な発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り家庭的環境の中で養育されることが大切である。特に、児童虐待など、児童を取りまく問題が深刻化、多様化する中、家庭での養育に欠ける児童を暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度への期待はますます大きくなっているところである。

このため、里親制度の充実を図るために新たな制度を創設するとともに、里親制度の普及促進や里親の開拓を図るためのポスター及びリーフレットを作成・配布することとしたので、積極的な活用をお願いする。

① 専門里親制度の創設

里親制度は、養育に欠ける児童を温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する、児童の健全育成を図る上で大変有意義な制度である。

このため、特に家庭での親密な援助関係を必要とする被虐待児等に対し、施設では提供できない家庭的な援助を提供（原則として2年以内）することにより、家庭復帰を前提とした問題性の改善や治療を図り、自立を支援する専門里親（児童の養育経験のある里親、子どもの教育、福祉、保健、医療等に従事した経験があり、かつ通信教育やスクリーニングによる専門的訓練を受けた者）制度を創設し、10月から実施することとしたので、積極的な取組をお願いする。（資料17）

② 里親支援事業の創設

養育里親に対する研修については、これまで「家庭養育推進事業」として実施してきたところであるが、名称を「里親研修事業」と変更するとともに、研修内容を「基礎研修」と、専門里親希望者に対する「応用研修」に組み直し、充実を図ることとする。

また、里親が委託児童の養育や、自身の悩み等を相談できる「養育相談事業」及び、一時的休息のための援助（レスパイト・ケア）を行うこととしたので、併せて積極的な取組をお願いする。

なお、実施にあたっては、児童相談所や各都道府県里親会、児童養護施設等との連携や里親同士のパートナーシップを図るなど、支援体制の整備を図られたい。

（5）乳児院への個別対応職員の配置について

被虐待児の処遇の充実については、平成13年度から定員50人以上の児童養護施設において、被虐待児個別対応職員を配置したところである。

しかしながら、近年、乳児院においても、虐待を受けた乳幼児、未婚や未成年の母親から生まれた乳児が多く措置されることや、また、乳児院から新規に里親委託される場合、子育て経験のない里親の例も多い。こうした乳幼児について家庭復帰又は里親委託した場合に、母親又は里親は、乳幼児の育て方がわからず、育児ノイローゼなどから、育児放棄や虐待につながり、施設へ再入所となるケースもある。

このため、虐待を受けて入所した乳児等をできるだけ早く家庭に帰し、家庭で適切な養育が受けられるよう乳児院に個別対応職員を配置し、保護者等に対して育児指導や相談等を実施し、併せて里親の新規開拓や養

子縁組の推進を図ることとしたので、積極的な取組をお願いする。(資料19)

(6) 児童家庭支援センター等の設置促進について

① 児童家庭支援センターの拡充について

児童家庭支援センターの早急な設置促進を図るため、児童福祉施設への付置要件を緩和(「同一敷地内に」を「連携のとれる範囲」まで緩和)することとしている。

また、虐待に関する相談など、地域における孤立化した家族に対する継続的な関わりや調整機能に関しては市町村事業として位置づけ(一時保護や入所措置、指導の委託の決定など強い行政権限が必要な部分はこれまでどおり都道府県が担うこととする)、児童虐待防止施策を重点的に推進する中核市等を指定し、地域と密着した相談支援・心理的ケア等を予算事業としてモデル的に実施することとしたので、積極的な取組をお願いする。

なお、児童家庭支援センターの承認の事前協議については、これまで設置運営要綱に基づいて協議を受け付けてきたところであるが、平成14年度以降は、別紙採択方針(資料20)のとおりとする予定であるので、予めご承知願いたい。

② 情緒障害児短期治療施設の設置促進について

情緒障害児短期治療施設は、現在、全国に19か所が設置されているが(平成14年4月に2か所開所予定)、被虐待児などへの専門的な心理ケアが必要なことから、「健やか親子21」においても、全都道府県に設置するとの目標を立てているところである。

しかしながら、設置が進まない理由の一つに、医師の確保が困難であるためとの指摘もあることから、平成14年度において、医師の要件を緩和(「精神科又は、小児科の診療に相当の経験を有し、かつ、児童精神医学に関し学識を有する者」を「精神科又は、小児科の診療に相当の経験を有する者」に緩和)することにより、施設の設置促進を図ることとしたので、積極的な取組をお願いする。

また、平成13年度第2次補正予算において、情緒障害児短期治療施設の居室面積を児童養護施設並びに改善し、入所児童の処遇の向上を図ることとしたので、積極的な対応を図られたい。

(7) 虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター） について

本センターは、深刻化する児童虐待問題や非行等の思春期問題への対策の一環として、インターネット等を利用した情報の収集・提供、児童相談所や児童家庭支援センターなどの専門機関からの電話等による専門的な相談、虐待問題等対応機関職員の研修及び児童福祉施設における臨床研究と連携した研究などを通じて、関係機関職員の専門性の向上を図ることを目的として設置される。センターの運営は、社会福祉法人横浜博萌会（情緒障害児短期治療施設「横浜いずみ学園」）が行い、センターの名称を、「子どもの虹情報研修センター」としたところである。

現在、平成14年度の開設に向けて準備を進めているところであるが、地域における高度な実践力を有する指導的援助者を早急に養成する必要があることから、研修事業を7月から開始することとしている。

なお、研修は、グループ討議等を重視した参加型研修を中心に、高度かつ最新の専門知識と実践的な援助技術の習得を目標としており、児童相談所や児童福祉施設等関係機関職員の研修への参加のための特段の配慮及び社会福祉法人等への指導をお願いする。

(8) 児童養護施設等における被虐待児等の一時帰宅等について

施設に入所した被虐待児童への対応については、「子ども虐待対応の手引き」（平成12年11月20日付児企第30号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、関係機関等への周知をお願いしているところであるが、昨年、児童養護施設から保護者の元へ一時帰宅中の児童が、保護者からの虐待により死亡するという悲惨な事件が発生している。

このため、「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」（平成13年12月12日付雇児総発第58号並びに雇児福発72号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長通知）の周知徹底を図るとともに、貴管内の児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、民生・児童委員、主任児童委員等と連携を図りながら、児童養護施設等における被虐待児等の一時帰宅について、適切な対応の徹底を重ねてお願いする。

（一時帰宅に関する留意事項）

- ① 一時帰宅は、家族関係の修復や再構築の機会である一方で、重大な危険を伴う可能性もあることから、施設長は保護者の生活状況、面会や外出時の様子、児童の意向等について十分配慮し、児童相談所とも協議の上、特に、時期及び期間については慎重に判断すること。また、

保護者に対し一時帰宅中に生じやすい問題の理解と対処の仕方等について適切な助言を行うこと。

- ② 施設及び児童相談所は、役割を明確にした上で、保護者との連絡や家庭訪問を行う、地域の民生・児童委員、主任児童委員等との連携を図るなど、一時帰宅中の児童と保護者の状況把握に努めること。
- ③ 虐待を理由として施設入所措置を行った事例に限らず、施設入所によって乳幼児期より親子が離れて生活している等の事例においても、育児経験の不足や当該児童の特性を受け止めることが困難な場合など、親子の関係の取り方が円滑に行かない事態が生じやすいことから、同様の配慮を行うこと。

(9) つどいの広場事業（再掲）

児童虐待の発生予防においては、地域の子育て支援活動の拡充等を通じて、子育て中の親の子育てに対する悩みや負担感を解消していくことが重要である。

このため、平成14年度予算案においては、主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親たちが、気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で交流をしたり、悩みを語り合う場の提供を行う「つどいの広場事業」を創設することとしているので、積極的な取組をお願いする。